

定款

第 1 章 総則

【名称】

第 1 条 この法人（以下「本会」という。）は、一般財団法人東京大学出版会（英文名 University of Tokyo Press）と称する。

【事務所】

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
2. 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

【目的】

第 3 条 本会は、東京大学等国内外における研究とその成果の発表を助成し、優良学術図書の刊行頒布、内外学術資料の蒐集及び学術講演等の事業を行い、学術の振興・文化の向上に寄与することを目的とする。

【事業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 学術図書及び一般教養図書の刊行頒布
(2) 学術研究及び著作の助成
(3) 学術講演会・研究成果発表会及び展覧会等の開催
(4) 内外学術資料の蒐集、保存並びに研究者への貸与
(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

【基本財産】

第 5 条 本会の基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産
(2) 評議員会の決議によって基本財産に繰り入れた財産
2. 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理

しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において、承認を受けなければならない。

【財産の管理】

第 6 条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その管理方法は理事会の決議による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

【事業年度】

第 7 条 本会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第 8 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3. 第 1 項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

【事業報告及び決算】

第 9 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号、第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属説明書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属説明書

2. 前項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

3. 第 1 項第 3 号の貸借対照表は、法令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第 4 章 評議員

【評議員】

第 10 条 本会に、評議員 5 名以上 12 名以内を置く。

【評議員の選任及び解任】

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

【評議員の任期】

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

【評議員の報酬】

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

【評議員会の構成】

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

【評議員会の権限】

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の規程
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産等重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 長期借入金
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【評議員会の開催】

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2. 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3. 臨時評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において評議員会の開催が決議されたとき。
- (2) 評議員から理事長に対して、評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

【評議員会の招集】

第17条 評議員会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の

通知を発しなければならない。

3. 第2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

【評議員会の議長】

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

【評議員会の決議】

第19条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 長期借入金
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、第2項第4号については、最高1億円を限度として、理事会の決議をもって行うことができるものとする。

【評議員会の決議の省略】

第20条 理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

【評議員会の報告の省略】

第21条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案の評議員会への報告があったものとみなす。

【評議員会の議事録】

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

【役員の設定】

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
- (2) 監事 2名又は3名

2. 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。また、2名以内で常務理事を置くことができる。

3. 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

【役員を選任】

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

【理事の職務及び権限】

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

3. 専務理事は、理事長を補佐して、その業務を処理する。

4. 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。

5. 理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な

事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなくてはならない。

5. 監事は、第3項の報告をするために必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6. その他の法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

【役員任期】

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員解任】

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、当該役員を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

【役員報酬等】

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員報酬支給規程に従って、報酬を支給することができる。

2. 非常勤の役員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

【理事の取引の制限】

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

【役員の一部免除】

第31条 本会は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第114条第1項の規定に従い、役員的一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の役員損害賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 理事は、前項に関する議案（理事の責任の免除に限る。）を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

【兼職の禁止】

第32条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

第7章 会長及び顧問

【会長】

第33条 本会に会長1名を置く。

2. 会長は、東京大学の総長の職にあるものをもってこれに充てる。
3. 会長は、名誉職とし、重要な事項について理事長の諮問にこたえる。

【顧問】

第34条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦によって理事長が委嘱する。
3. 顧問は、重要な事項について会長及び理事長の諮問にこたえる。

第8章 理事会

【理事会の構成】

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【理事会の権限】

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の開催及びその目的である事項の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他本会の業務執行の決定

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第31条第1項の責任の免除

【理事会の開催】

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2. 通常理事会は、毎事業年度の12月、9月の2回開催する。
- 3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第2号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会を開催する旨の招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第5項の規定により、監事から理事長に対し、招集の請求があったとき。
 - (5) 第4号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会を開催する旨の招集通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

【理事会の招集】

第38条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、理事長は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して、通知を発しなければならない。
- 4. 第3項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

【理事会の議長】

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第37条第3項第3号又は第5号の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

【理事会の決議】

第40条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、第36条第2項第2号の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

【理事会の決議の省略】

第41条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

【理事会の報告の省略】

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

【理事会の議事録】

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第9章 賛助会員

【賛助会員】

第44条 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を賛助会員とする。

2. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本会の事業活動に参加することができる。

3. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4. 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3. 第1項の規定は、この定款の第3条、第4条、第11条についても適用する。

【合併等】

第46条 本会は、評議員会の決議によって、一般法人法上の他の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

2. 前項の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

【解散】

第47条 本会は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由によって解散する。

【剰余金及び残余財産の処分等】

第48条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

2. 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

【情報公開】

第49条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を適切に公開するものとする。

【個人情報の保護】

第50条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

【公告の方法】

第51条 本会の公告は、電子公告による。

2. 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

【書類及び帳簿の備付等】

第52条 本会は、法令及びこの定款で定めるところにより、主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えおき、かつ、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 許可等及び登記に関する書類
- (3) 評議員、理事、及び監事並びにその他職員の名簿及び履歴書
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 役員等の報酬規程
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び損益計算書
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

2. 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

【事務局】

第53条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、所要の職員を置く。

3. 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

【実施細則】

第54条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人解散の登記と、一般法人設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. 本会の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

渡辺 浩

4. 本会の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

山口雅己 黒田拓也

5. 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

植田和男 江川雅子 大島利雄 久留島典子

佐藤國雄 下山晴彦 田嶋俊雄 永田 敬

萩谷昌己 長谷部恭男 保立和夫

6. この定款は、2020年12月21日から施行する。